第十八条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」を「並びに船舶」に、「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同法第四十二条の四第八項第九号」を「同項第九号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で、」を「船舶で」に改め、同条を第十八条の二とする。

第十七条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十八条　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する法人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　前項に規定する認定事業者に該当する法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第四十二条の四第八項第十号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の三第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）」を削り、「（東日本大震災復興特別区域法」を「（同法」に、「第四十条第一項に規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第十八条の八第三項第一号中「の規定　同項」を「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定　同条第一項」に、「同項に規定する特定機械装置等」を「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第十八条の九第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「事業の用」の下に「（次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する政令で定める区域（次号において「復興推進区域」という。）内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業

二　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業（令和三年三月三十一日において当該計画に記載されていたものに限る。）

第十八条の十の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第十九条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第二十条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改める。

第二十一条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十二条の二中「次条」及び「第二十三条」を「第二十五条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二を削る。

第二十五条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けたものが、同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を」を「特定機械装置等を」に、「区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域